

(表)

児童氏名	生年月日(当初年齢)	基準点A	調整点B	選考点 A+B	保育必要量
カナ	年 月 日 (歳)				標・短
				認定(保育の実施)終了日	
				年 月 日	

北谷町保育所 等入所基準表

- 算定方法**
- ★ 「A. 基準点」は、父母(以下「保護者」)それぞれの点を合算する。この場合該当する異なる類型(I~X)が複数ある場合には、より高い類型を「A. 基準点」として認定する。
 - ★ 「B. 調整点」については、備考欄に記載の提出資料を受取の上、加算する事。
 - ★ 選考点は、「A. 基準点」及び「B. 調整点」を合算した点数とする。

A. 基準点(保護者の状況に係る点数)

類型	基準点										認定時の留意点			
I 労働していることを常態としている	区分	①勤務状況等による点数					②労働調整点					●保護者の勤務先は複数にまたがる場合 【就労時間の算定】 各勤務時間が同一日においてのものとして認められる場合には、各就労時間を合算したものを1日あたりの就労時間とし、それ以外の場合においては、各勤務先の就労時間を合算したものを勤務先数で除して得られた時間数(一の位以下切下げ)を1日あたりの就労時間とする。 【勤務日数の算定】 それぞれの勤務が同一日においてのものとして認められる場合には、それぞれの就労日数を合算したものを勤務先数で除して得られた日数(一の位未満切上げ)を、1月あたりの就労日数とし、それ以外の場合においては、それぞれの勤務日数を合算した日数を1月あたり就労日数とする。 【異なる労働の区分の合算】 主たる労働の区分の点数に、他の労働の区分の点数を就労先数で除した点数(一の位未満切捨て)を合算する。ただし、その上限は20点とする。		
		労働時間数(日)	父	母	労働時間数(月)	父	母	状況	父	母	父		母	
I 労働していることを常態としている	勤務者(常勤・非常勤)	8時間以上	10	10	24日以上	10	10	雇い主と保護者に親族関係がある。	-1	-1	①+②	①+②		
		7時間以上	9	9	22日以上24日未満	9	9							
		6時間以上	8	8	20日以上22日未満	8	8	雇用条件が労働基準法等を満たしていない場合	-2	-2				
		5時間以上	7	7	18日以上20日未満	7	7	就労予定	-1	-1				
		4時間以上	6	6	16日以上18日未満	6	6	就労場所が自宅敷地内	-1	-1				
	自営業(中心者)	4時間未満	5	5	16日未満	5	5	就労場所が自宅敷地内	-2	-2				
		8時間以上	10	10	24日以上	10	10	就労場所が自宅敷地内	-2	-2				
		7時間以上	9	9	22日以上24日未満	9	9							
		6時間以上	8	8	20日以上22日未満	8	8	(自営業証明がない場合)営業許可等写しの提出なし、確定申告の未実施、添付書類等がない場合等	-2	-2				
		5時間以上	7	7	18日以上20日未満	7	7							
	自営業(協力者)	4時間未満	5	5	16日未満	5	5	当該自営業の中心者が協力者と親族関係がある。	-2	-2				
		8時間以上	10	10	24日以上	10	10	就労場所が自宅敷地内	-1	-1				
		7時間以上	9	9	22日以上24日未満	9	9							
		6時間以上	8	8	20日以上22日未満	8	8							
		5時間以上	7	7	18日以上20日未満	7	7							
内職従事者	4時間以上	5	5	16日以上18日未満	6	6	就労予定	-1	-1					
	4時間未満	5	5	16日未満	5	5	内職従事日数が週4日未満 従事予定	-2	-2					
I' 通勤時間(往復)	2時間以上	3	3											
	1時間以上2時間未満	2	2											
	30分以上1時間未満	1	1											
II 妊娠中であるかまたは出産後がない	認定条件	父	母	状況										
	産前2ヶ月・産後8週		21	出産予定日 年 月 日										
III 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している	疾病・負傷	区分	認定条件										父	母
		長期入院	おおむね1月以上の入院加療を要するとの医師の診断										20	20
		在宅療養	「保育不可」と医師の診断										20	20
			「保育軽減6~7日を要す」と医師の診断										18	18
	「保育軽減4~5日を要す」と医師の診断										14	14		
	障害認定	「保育軽減1~3日を要す」と医師の診断										10	10	
		身体障害者手帳1級、療育手帳A1認定等										20	20	
身体障害者手帳2級、療育手帳A2認定等										18	18			
身体障害者手帳3級、療育手帳B1認定等										14	14			
身体障害者手帳4級以下、療育手帳B2認定等										10	10			
IV 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している	③看護・介護の状況による点数					④看護・介護による調整点								
	看護(介護)時間数(週)		父	母	状況		父	母						
	週40時間以上の看護(介護)を常態とする		14	14	長期入院加療中の看護・介護を要する者の付添いである時間数が左記に該当する場合		+4	+4						
	週35時間以上40時間未満の看護(介護)を常態とする		12	12	在宅で療養中の看護・介護を要する者が、寝たきり・認知症または重度の障がい者等の場合		+2	+2						
	週25時間以上35時間未満の看護(介護)を常態とする		10	10										
	週20時間以上25時間未満の看護(介護)を常態とする		8	8										
週16時間以上20時間未満の看護(介護)を常態とする		6	6											
週16時間未満の看護(介護)を常態とする		4	4											
V 災害の復旧にあたって	認定条件	父	母	備考										
	震災・風水害・火災・その他の災害	25	25	被災による家屋損失等による場合には、その復旧までの間とする										
VI 求職活動	認定条件	父	母											
	求職中のため日中外出する場合(起業準備を含む)	6(10)	6(10)	求職開始から60日経過後の末日までとする。※ハローワークカードを所持している場合は()内の点数										
VII 就学、就職訓練	認定条件	父	母											
	就学・就職訓練(技術習得等)※通信制は除く(原則64時間以上のカリキュラム)	就労の基準に準じる	就労の基準に準じる	学校教育法に基づく教育施設に在学、若しくは職業能力開発促進法に基づく職業訓練を受けていること。※通学に往復30分以上を超える場合は「I' 通勤時間(往復)」に準じて加算する										
VIII 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要	認定条件(いずれかに該当)	父	母											
	・児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条に規定する事由により保育を行うことが困難	50	50	家庭裁判所が特に扶養の義務を負わせた児童の叔父・叔母含む										
IX 育児休業	認定条件	父	母											
	育児休業中で在園児が引き続き利用することが必要と認められる	16	16											
X その他町長が認める事由	認定条件	父	母											
	児童福祉の観点から、北谷町長が特に保育の必要性が高いと判断した場合	10~25	10~25											
基準点A 小計														
基準点A 合計(父+母)											点			

裏面へ続く。

B. 調整点(家庭の状況等に係る点数)

世帯の状況		点数	該当	備考
1	ひとり親家庭(A.基準点 類型VI 求職活動以外)の者)	27	<input type="checkbox"/>	提出書類: 児童扶養手当証書、戸籍謄本、遺族年金証書の写し等
2	ひとり親家庭(A.基準点 類型VI 求職活動)の者)	29	<input type="checkbox"/>	提出書類: 児童扶養手当証書、戸籍謄本、遺族年金証書の写し等
3	準母子(父子)認定世帯(現に父母が事実上離婚状態にある場合) (A.基準点 類型VI 求職活動以外)の者)	27	<input type="checkbox"/>	提出書類: 申立書・裁判所発行の書類の写し等
4	準母子(父子)認定世帯(現に父母が事実上離婚状態にある場合) (A.基準点 類型VI 求職活動)の者)	29	<input type="checkbox"/>	提出書類: 申立書・裁判所発行の書類の写し等
5	生活保護世帯	8	<input type="checkbox"/>	提出書類: 生活保護受給証明書の写し等
6	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合(ひとり親家庭は除く)	5	<input type="checkbox"/>	生計中心者とは、世帯で最多所得者
7	申込児童が障がい者(特別支援保育対象児童)	200	<input type="checkbox"/>	提出書類: 障がい者手帳写し等
8	障がい者がいる世帯(住民票同一世帯) ※兄弟姉妹又は扶養義務者の場合	4	<input type="checkbox"/>	提出書類: 障がい者手帳写し等
9	障がい者がいる世帯(住民票同一世帯) ※障がい者が、上記6以外の場合	2	<input type="checkbox"/>	提出書類: 障がい者手帳写し等
10	申込児童が先天性疾患、心臓病、けいれん、てんかん等により治療中または経過観察中であり、特別の配慮を要する(特別支援保育対象児童を除く)	20	<input type="checkbox"/>	提出書類: 医師の診断書 ※診断書の内容によっては、該当しない。
11	多子世帯(未就学児童3人以上)	2	<input type="checkbox"/>	
12	申込児童が多胎児(新規)	2	<input type="checkbox"/>	
13	兄弟姉妹が在所している保育所への申込	5	<input type="checkbox"/>	
14	兄弟姉妹が同時入所希望での申込(新規)	2	<input type="checkbox"/>	同一施設に兄弟姉妹同時入所希望の場合のみ。(1号認定は除く)
15	産休・育児休業からの職場復帰	5	<input type="checkbox"/>	
16	保護者が町内の認可保育施設の保育士の場合	20	<input type="checkbox"/>	
17	保護者が町外の認可保育施設の保育士の場合	15	<input type="checkbox"/>	
18	保護者が認可保育施設の保育従事者(保育士資格無し)の場合	5	<input type="checkbox"/>	認可保育施設の町内外問わない。
19	保護者が認可外保育施設の保育従事者の場合	5	<input type="checkbox"/>	保育士資格の有無及び認可外保育施設の町内外を問わない。
20	夜間延長保育の必要性があり、夜間延長保育実施事業所への申込	5	<input type="checkbox"/>	「夜間延長保育の必要性」…両親共に(母子及び父子世帯においては保護者のみ)19時以降の保育の必要性があると勤務証明書により判断できる場合。夜間延長保育実施事業所を第1希望から第3希望までに挙げており、当該施設の利用調整時に加点する。
21	保育料滞納世帯 ※調整点数:滞納月数(月)× -1点 とする。	-	<input type="checkbox"/>	申込月の2ヶ月前(新年度一斉申込みにおいては、申込終了月の2ヶ月前)までに保育料を滞納している場合(分納履行中若しくは納付相談のある場合を除く。)
調整点B(1~21) 小計				
※申込月の2ヶ月前(新年度一斉申込みにおいては、申込終了月の2ヶ月前)までに保育料を滞納している世帯は、1次選考において以下の調整点を加点しない。(分納履行中若しくは納付相談のある場合を除く。)				
22	連携施設のない小規模保育事業などの卒園児童	100	<input type="checkbox"/>	
23	連携施設以外の施設へ申込み小規模保育事業などの卒園児童	30	<input type="checkbox"/>	
24	継続在園児で在園施設以外へ申込	30	<input type="checkbox"/>	
調整点B(22~24) 小計				
調整点B(1~24) 合計				点

表面に戻る。

北谷町保育所等入所基準表【別表】

- ★ 北谷町保育所等入所基準表にて評価された点数が同一の場合の優先順位については下表のとおりとする。
- ★ 優先順位に差がついた時点で適用は終了し、下位の項目は使用しない。

優先順位	項目	備考
1	ひとり親世帯	
2	施設の希望順位が高い	
3	保護者の状況が①災害、②就労、③就学・職業訓練、④妊娠・出産、⑤疾病・障害、⑥介護、⑦育児休業、⑧求職活動、⑨その他	類型間の優先順位(①~⑨の順)。
4	育児休業を取得している者で、職場へ復帰する場合	
5	兄弟姉妹が在所している保育所への申し込み	双子等は兄弟姉妹の中でも優先。
6	兄弟姉妹が同時入所希望での申し込み	同一施設に兄弟姉妹同時入所希望の場合のみ。
7	未就学児童が多い世帯	
8	保育料の滞納がない世帯	
9	過年度にも申し込みあり(年度ごとの回数)	
10	年度における待機期間が長い	
11	保育に欠ける時間が長い(勤務証明書)	
12	前年度の住民税額が低い世帯	